

## 「三原市手話言語条例」(案)【概要】

### 【前文】

#### ・手話とは

日本語とは異なる独自の言語であり、ろう者が意思疎通するために必要な言語である。過去には、手話が禁止されるなど、ろう者は必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることが困難な時代があった。

#### ・現状

条約や法に手話が言語として位置づけられたものの、いまだ認識が不十分であることから環境整備が進まない。

#### ・めざすもの

手話言語の理解の促進及び普及等の施策を推進し、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現をめざす。

### 【目的】

手話は言語であることの認識に基づき、基本理念、市や事業者の責務、市民の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本事項を定めることにより、全ての市民が、聴覚の有無によって分け隔てられることなく、共生することができる地域社会を実現する。

### 【基本理念】

手話言語条例は、次に掲げる事項を旨として行うこととする。

- 1 ろう者が、自立した日常生活を営み、地域社会に参加し、人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現をめざすものとする。
- 2 手話が言語であることを認識し、手話言語への理解促進及び普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。
- 3 ろう者は、手話言語による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されるものとする。

### 【市の責務】

手話言語への理解促進及び手話言語の普及を図り、ろう者のあらゆる場面での意思疎通並びに、自立した日常生活及び社会参加の機会を保障するため、必要な施策を講ずる。

### 【市民の役割】

手話言語についての市の施策に協力し、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努める。

### 【事業者の責務】

市の施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努める。

### 【施策の策定及び推進】

次の1から5までに掲げる施策により、これを総合的かつ計画的に実施することとする。

- 1 手話言語に対する理解及び手話言語の普及を図るための施策
- 2 市民が手話言語による意思疎通や情報を得ることができるよう学ぶ機会の拡大のための施策
- 3 市民が意思疎通の手段として手話言語を選択することが容易にでき、かつ、手話言語を使用しやすい環境の構築のための施策
- 4 手話言語通訳者の配置の拡充及び処遇改善等、手話言語による意思疎通支援者のための施策
- 5 上記の1から4までの施策以外にも、必要と認められる施策は行うこととし、施策の推進に当たり、手話通訳者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めることとする。